

平成30年第4回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成30年9月13日（木）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	吉田英輔	産業課長	高橋宏典
町民課長	小林章	福祉課長	舘泰之
建設下水道課長	外山昌彦	診療所事務長	吉田史明
会計管理者	川原徹	教育委員会 教育委員長	瀧口孝之
教育課長	長谷智	農業委員会 委員長	金淵盛一
農業委員会 農事務局長	高橋宏典	選挙管理 委員会委員長	四木豊美
選挙管理 委員会 事務局長	川村星彦	代表監査委員	吉田透
監査委員 事務局 局長	高橋寿典		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋 寿典

事務局次長 松橋 紀幸

総括主査 井川 静香

議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 報告第 3 号 平成29年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について
- 日程第 4 報告第 4 号 平成29年度六戸町健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 5 号 平成29年度六戸町資金不足比率の報告について
- 日程第 6 議案第46号 六戸町防災会議条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第47号 六戸町議会の議員及び六戸町長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第48号 六戸町記号式投票に関する条例案
- 日程第 9 議案第49号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第50号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第51号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第52号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案
- 日程第13 議案第53号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第54号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第56号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第57号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第58号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第59号 財産の取得について
- 日程第20 議案第60号 工事の請負契約の変更について
- 日程第21 同意第 3号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 2 2 同意第 4 号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

3 番 杉 山 茂 夫

4 番 久 田 伸 一

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

決算特別委員会に付託してありました平成29年度決算関係、認定第1号から第8号までの8件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで決算特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、高坂茂決算特別委員会委員長。

決算特別委員長（高坂 茂君）

おはようございます。

決算特別委員会の審査結果を報告いたします。

今議会定例会において、決算特別委員会に付託されました平成29年度決算関係の認定第1号 平成29年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第5号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6

号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第7号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計決算認定について、認定第8号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを、去る9月11日、12日の2日間、決算特別委員会を開催し、審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり認定されました。

以上、簡単であります。決算特別委員会委員長の報告といたします。

議長 長（円子徳通君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより、決算関係、認定第1号から認定第8号までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成29年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成29年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成29年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成29年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第5号 平成29年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6号 平成29年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定

第7号 平成29年度六戸町霊園事業特別会計決算認定について、認定第8号 平成29年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については、それぞれ原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3 報告第3号 平成29年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、ご説明いたします。

議案書の1ページになります。

報告第3号 平成29年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について説明申し上げます。

本報告は、新産事業団理事会定例会において承認された平成29年度決算報告を地方自治法の一部を改正する法律の附則第3条の規定により、別冊のとおり決算付属書類及び監事の意見をつけて議会に報告するものでございます。

別冊の青森県新産業都市建設事業団関係の資料によりご説明申し上げます。

No.1からNo.7まで、お手元にあるかと思えます。

まず最初に、特定事業からご説明いたします。

別冊のNo.2になります。No.2の特定事業決算付属書類の1ページをごらんいただきます。

1、事業の実施状況のうち、当町にかかわる（1）金矢工業用地造成事業の平成29年度で実施した概要は、用地の処分はございません。貸し付けは、株式会社真和ほか1件、工事の状況はございません。

この結果、事業収益は利息等を含めて612万7,518円となり、これに対して事業費用はございませんので、当年度といたしましては612万7,518円の純利益が生じております。

次に、別冊No.5になります。No.5の冊子になります。特定事業以外の事業の決算付属書類の1ページをごらんいただきます。

I一般管理会計では、最後の行、歳入歳出差引残額2,837万6,740円を、また、II一般事業会計では、下から2行目になります、歳入歳出差引残額14万4,622円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で報告第3号の説明といたします。

議長 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 平成29年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを終わります。

次に、日程第4 報告第4号 平成29年度六戸町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、議案書の2ページになります。

報告第4号 平成29年度六戸町健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成29年度六戸町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

最初に、一般会計等の赤字の程度を示す実質赤字比率ですが、平成29年度決算において実質赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はございません。実質黒字比率として4.62%となっております。

次に、一般会計と全特別会計を合算して生じた赤字の程度を示す連結実質赤字比率においても実質赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はございません。連結実質黒字比率として6.48%となっております。

次に、一般会計等が負担する全会計の1年当たりの元利償還金の割合を示す実質公債費比率は10.0%で、前年度数値より0.5ポイントほど改善されております。

続いて、一般会計等が将来負担する全会計の全ての負担額の合算額の割合を示す将来負担比率については、負担比率はございません。

いずれの数値も早期健全化基準値を下回っております。

以上で報告第4号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号 平成29年度六戸町健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第5 報告第5号 平成29年度六戸町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、報告第5号 平成29年度六戸町資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

議案の3ページになります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、平成29年度六戸町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

これは、企業会計ごとの事業規模に対する実質赤字の割合を示すもので、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の各会計において資金不足が生じておりませんので、資金不足比率はございません。

なお、昨年度までは国民健康保険病院事業特別会計についても報告の対象となっておりますが、診療所化に伴い会計処理方式が企業会計から普通会計となりましたので、今年度以

降の報告からは除外されることになります。

以上で報告第5号の説明といたします。

議長 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号 平成29年度六戸町資金不足比率の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第46号 六戸町防災会議条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第46号 六戸町防災会議条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書12ページからとなります。補足資料1ページもご参照願います。

改正の内容は、第3条第5項中、第8号に「八戸圏域水道企業団のうちから企業長が指定する者」を加え、6号に「消防団長」を規定する改正でございます。

附則は、施行期日を定めるものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わります。

議長 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 六戸町防災会議条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第47号 六戸町議会の議員及び六戸町長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第47号 六戸町議会の議員及び六戸町長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書14ページからとなります。補足資料1ページもご参照願います。

改正の内容は、附則に、六戸町議会の議員及び六戸町長の選挙における電磁的記録式投票

機による投票、いわゆる電子投票は、平成30年10月1日以後の選挙には当分の間適用しないことを規定するものでございます。

附則は、施行期日を定めるものでございます。

以上で議案第47号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「はい」の声あり）

議 長（円子徳通君）

11番。

11 番（山本 実君）

この電磁的記録式投票機を導入するときにはさかのぼって考えてみますと、投票機に対するふなれと申し上げましょうか、そういうようなことから、この機械に対する信頼性またはセキュリティ等の問題のことから、非常にいろんな意見があったのは事実であるわけであり

ます。
最近になりまして、ようやくこの機械になれてきたところに、今度は当分の間休止をするというふうなことであるわけでありますが、ここで言う当分の間とは、どういうふうな、どの期間を指して話をするのか、具体的にお願ひしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、当分の間というのはどういうことかというご質問でございますが、今、いろんな事情で長年経過しての休止という形になったわけでございますが、国のほうでは、本当は一昨年あたりから新たなるものを国会で決めるというような流れになっておりましたけれども、い

ろいろ国会の事情があるかとは思いますが、それが定まらないまま今日に来ています。

新たなるものという考え、記録をし、別に、今までと違った形をとということになっておりますが、それが固まっておりませんので、そういう機材というものは今存在いたしません。また、それをつくろうという、決まっていないものですから、つくる企業もございません。

が、しかし、報道等で皆さんもご存じのように、電子投票という部分、遠隔地のものもありますし、いろんな、今、模索しているようでございます。それが固まってくるといいますか、定まって、なれば、今までプラスアルファの状況で、実際の実績のある六戸町でございますので、また電子投票という部分を考えるというふうになるかというふうに思っております。

これは私どもの判断というよりも、国会と総務省選挙部の流れという部分を見きわめなければわからないものですから、それらと相談しながら、可能であるときにはまた再開するというふうになるかというふうに思いますので、期間がちょっとはつきりしませんことをご理解賜りたいというふうに思います。

議長（円子徳通君）

再質問よろしいですか。

ほかにごございませんか。

5番、高坂君。

5番（高坂 茂君）

先ほども手を挙げましたけれども、山本議員とかぶるんで確認なんですけれども、非常に私も、当分の間休止という言葉、その用語が非常にひっかかるんです。

そして、一つは総務省が先導してこの電子投票をやってきたんですが、唯一六戸だけ15年の間やってきたということ、機械のトラブルもなくやってきたんですけれども、更新のところで休止せざるを得ない、総務省のほうで、そういう判断で。

一つは多分、感謝状をいただいたということをお聞きしましたので、その中で雑談でもいいですので、また復活するという意味合いがあったのかどうか。先ほど町長さんのほうから、また電子投票のほう、国で方針が決まればというニュアンスのお話がありましたけれども、もう一回そこら辺、また電子投票になった場合はそれを受け入れてやっていくものか、そこら辺ざっくばらんにお聞きしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

また新たにやれるような形になったらやるのかというご質問と捉えてよろしいかというふうに思います。

実際に行おうと思います。と申しますのは、今、いろいろ問題があったと言うんですが、同じ方式、私どもとしては一番簡便な手段を選択して電子投票をやってまいりました。

いろいろトラブルがあったというのは、それぞれのメーカーといいますか、それが思い込みの中でいろんなものができるであろう、また、遠隔地であってももう連絡とってやれるんじゃないかと、準備ができていないんじゃないかと、やったところもあります。

ですから、皆様をご存じの大手のそういう関連の会社が、はっきり言いまして、みんな失敗しちゃったというのがあります。ですから、システムが同じではなかったということを気がつかない方が結構いらっしゃいます。

私どもがやってきたのは、岡山県の新見市同様、一緒にやってまいりました。そして、岡山、新見市がなぜ途中で電子投票をやめたのかといいますと、実際はその時の市長さんが急に亡くなられて、その後、合併もあったのかな、合併はなかったか、市長さんが亡くなられて急に選挙だ何だというのがある、しばらくの間休みますというふうに新見市もなっております。

ですから、私どもとしては、もう続けるつもりではいざいけれども、機材を提供するところが存在しなくなったものですから、その企業がなくなったのではなく、新たにどういう機材にしないかというのが定まっていけないものですから、つくるところがないという現実があります。

今、それを国会等が認めた場合においては、私どもとしては町民含め電子投票、タッチパネルということを実際にやってきた経験のあるところ、当然のこととして総務省選挙部等も新たな電子投票の事業展開に当たっては、よろしく先進的な形の中でご協力賜りたいというお話をいただけるのではないのかなというふうに思っておりますので、私どもとしてはそういう時が来ましたら、時代も必ず変わっていくというふうに私は思っておりますので、それに対応するような六戸町でありたいものだなというふうに思っております。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかにございせんか。

7 番、川村君。

7 番（川村重光君）

まず、この条例というものは、電子投票機の条例というものは、一般の条例の特例として、この投票機ので、できているわけですよ、条例の特例法。この電磁記録投票機に当てはまるこの特例としての投票ですよ、このやり方は、今までと変わらない記録とやり方としては、流れとしては全く同じなわけです。

私は電子投票を否定するわけではありません。これからもまた新しい形でできていくなど、そう考えております。

その中で、果たしてこの条例が、その新しい、仮にネット投票に適用できるのかとなれば、私は全く不可能だと思います。新たな条例をつくらないと、ネット投票というのは絶対できません。全く実効性のないこの条例を果たして残していいものか、実効性がありません。

ほかの全国の自治体でやっていけば、まだ可能性があると思います、どこかの1カ所でも。我々六戸は最後です。最後の最後なんですよ。10年前でお話が出れば、その「当分の間は」と、この言葉というのは残せたかもしれませんが、全くもう最後という場にあって、そしてまた実効性のないこの条例、「当分の間適用しない」と、果たしてこれは条文としていいものか、そこを私は、ちょっと釈然としないところがあります。

そこをちょっと、町長。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

国においても電子投票の特例法を定めてございます。

そして、国においても現在のところ、この特例法を廃止する予定はないということござ

いますので、当町においても廃止は、今はしないという方向性で考えております。

議 長（円子徳通君）

7番。

7 番（川村重光君）

意味はわかります。廃止しないという意味はわかりますけれども、この特例で次やれるかといえば、絶対、私は不可能だと思います。

そこを、できないものをその期間、休むとか曖昧な言葉を条例に載せていいものかと、そこを私は考えるわけです。

適用しないとなればわかります。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、これがそのままいくのかということになりますと、先ほども申し上げましたように、今、ネット投票というお話がありましたが、私どものやっていたのはネット投票ではございません。

ですから、新たにこれからこのような形で電子投票は行いますよというふうなのが決めれば、今の中にまずこの電磁式という名前は出てくるとは思うんですが、条例上の中に加味する部分が出てくるのではないのかなとは思いますが。

ですから、このままなのかどうかというのは、おっしゃるとおりで、私もこのままで、その次に出てきたものに対して合うのかというと、今のところは私自身もわかりません。

ただ、まず電子投票をタッチパネルで行うということがあって、次に、記録がどうだとかあだとかというような話があるようですから、それらが出てくると、もしかするとこの条例の中にプラスアルファを足して行うことになるやもしれません。これはあくまで推測でございますけれども。

ですから、今、現時点のものが意味がないのではなくて、同じく将来別の形があったにしても、選挙はこういうふうにしますよ、電磁式云々という部分は、基本的にまずあるだ

ろうなど、残さなければ、存在しなければならないというふうに思っておりますから、全くこれは関連しないというふうには思っておりません。

その時の状況に応じて、これが基礎にあって、定めがプラスアルファになるだろうというふうに思っております。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

7 番（川村重光君）

全く解釈の違いということがあります。

いずれにしても私も電子投票に反対しているわけではございませんけれども、やっぱり文言の疑問は往々にして残るわけです。

そこを、曖昧なこの形、「当分の間」とかということ条文中に残していいのかなというのは私の自然な考えでありますので、質疑として聞いたわけではありません。

以上です。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

定まらないまま、また先ほどのように推測の話をするわけですので、確かにご質問があるように思われるのは、これ、いったん全部破棄してしまって、普通に戻してしまってというふうに、もしかすればお考えなのかなというふうに思います。それも一つの手段としていいのかもしれない。

ただ、実際に総務省等で、どういうふうにするかという議論が今なされております。また別のところでは、つくば市のほうで、いろんな新たな別、それはネット投票にかかわることですが、それも行われておまして、前向きでそれをどうしてもやるんだという形で総務省が動いているということの情報が入っておりますので、私どもとしては、今まで歩んできたもの、それを全部なしにするのではなく、可能性のある流れの中で、これは結果的に今までと同じように、休むという表現で、おっしゃるとおり中途半端みたいな感じはあるのか

もしもありませんけれども、今までの経過のことを踏まえた中でやっていけるという状況にしておきたいということでございますから、ご理解をいただければなというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 六戸町議会の議員及び六戸町長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第48号 六戸町記号式投票に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第48号 六戸町記号式投票に関する条例案についてご説明いたします。

議案書16ページからとなります。

改正の内容は、電子投票を休止する間の六戸町長選挙の投票について、公職選挙法第47条（点字投票）、第48条の2（期日前投票）、第49条（不在者投票）以外の投票は、記号式投票とすることに定めるものでございます。

記号式投票とは、候補者の氏名が印字された投票用紙に、○の印を押して投票をする方法でございます。

附則は、施行期日を定めるものでございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 六戸町記号式投票に関する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第49号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (館 泰之君)

議案第49号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書の18ページをごらんください。あわせて補足資料の2ページもご参照くださるようお願いいたします。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律が施行され、控除対象配偶者等の定義が見直され、本条例中で引用している「老人控除対象配偶者」について、「同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)」に改めるため提案するものでございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日から施行とし、経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わります。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第50号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

議案第50号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の20ページをごらんください。あわせて補足資料の3ページもご参照願います。

本案は、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領等の一部改正に伴い、所得限度額の拡充及び限度額加算要件を改めるため提案するものでございます。

21ページをお開きください。

第3条の改正は、引用施行令の改正と、所得税法等の一部を改正する法律が施行され、控除対象配偶者の定義が見直されたために、「同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）」に改めるものです。

別表部分の改正は、所得限度額について約2倍に拡充するもの、また、限度額加算の改正になります。

附則では、施行期日を平成30年10月1日とし、経過措置について定めるものでございます。

以上で議案第50号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第51号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第51号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書23ページをごらんください。あわせて補足資料4ページもご参照くださるようお願いいたします。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律が施行され、控除対象配偶者の定義が見直されたために、本条例中で引用している部分について、「同一生計配偶者」に改めるため提案するものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行し、経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第52号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (館 泰之君)

議案第52号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案についてご説明いたします。

議案の25ページから53ページまでになります。

改正の内容は、介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業の指定権限が県から市町村に移譲されたため、居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について制定するものでございます。

26ページをごらんください。ここからが定める条例です。

まず、第1章には総則を、第2章には人員に関する基準を、第3章には運営に関する基準を、第4章には基準該当居宅介護支援に関する基準を、第5章には雑則を定めております。

なお、本条例案は、国から示されました準則に沿って制定するものになります。

附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 六戸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第53号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案書の54ページになります。

議案第53号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、第1条、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,049万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億9,964万円とするものでございます。

また、第2条では、地方債の補正について、58ページになりますが、第2表地方債補正によるものとしております。

その内訳については、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。事項別明細書、平成30年度六戸町一般会計補正予算（第2号）をごらんいただきます。

最初に、歳出についてご説明いたします。

7ページからになります。

まず、特別職及び一般職の給与費等については、既決予算の人員費を人事異動等による組み替え等の精査を行い、各款項目ごとに補正計上しております。

人員費以外の主な内容について、款を追って説明いたします。

7ページ下段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、7節賃金に80万円を増額計上、11節需用費に公用車の冬タイヤ等の消耗品費75万3,000円を追加計上。

8ページ中ほどより下になります。

9目町民バス運行費では、11節需用費に町民バスの冬タイヤ等の消耗品費93万7,000円を追加計上しております。

11ページになります。

11ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費では、20節扶助費に対象者数の増加により療養介護医療費給付費100万円を増額計上。

13ページになります。一番下になります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、経営体育成支援事業が事業採択にならなかったため補助金916万円全額を減額計上しております。なお、この916万円については、歳入の県支出金においても同額を減額計上しております。

15ページになります。

上段、7款商工費、1項商工費、4目地域活性化イベント支援事業費では、メイプルタウンフェスタ事業への補助金について、野外での開催に伴うステージ設置や仮設トイレ設置等の費用分102万円を増額計上しております。

中段の8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、15節工事請負費に空き家取り壊し工事費用に不足が生じたため、50万円を増額計上しました。

下段の8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費では、除雪対応のための時間外勤務手当30万円を追加計上。

16ページ上段、2目道路橋りょう維持費では、同じく除雪対応経費として11節需用費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費等、項の計で4,628万8,000円を計上しました。

18ページにまいります。下段になります。

10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費の15節工事請負費では、就業改善センターエアコン改修工事費の確定により270万円を減額計上。

同じく、その下の3目図書館費の15節工事請負費では、図書館エアコン改修工事において照明のLED化追加に伴い487万7,000円を増額計上しました。

19ページ中段、10款教育費、5項保健体育費、5目総合運動公園運営費では、13節委託料に老朽化により雨漏り等が発生しているメイプルスタジアムの改修工事実施設計業務300万円を追加計上しております。

次に、ページを最初のほうに戻っていただき、歳入の内訳についてご説明いたします。

3ページまで戻っていただきます。

まず、10款地方交付税では、普通交付税額の確定に伴い5,111万2,000円を減額計上。

14款国庫支出金と4ページ中段までの15款県支出金は、事業費との関連においてそれぞれ補正計上しました。

5ページの19款繰越金、20款諸収入、そして21款町債は、金額の確定等によりそれぞれ補正計上しました。

4ページに戻って、下段の18款繰入金については、歳出との関連において不足分を財政調整基金繰入金に4,140万9,000円を増額計上するものでございます。

以上で議案第53号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第54号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第54号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書59ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,881万7,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

今回の補正予算は、人件費等の精査及び療養給付費交付金返還金の計上により増額するものであります。

歳入についてご説明いたします。

7款繰入金、1項他会計繰入金に、人件費等の一般会計繰入金として6万2,000円を増額計上。

同じく2項基金繰入金に、国民健康保険事業基金繰入金として285万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費に、共済費及び需用費として項の計で6万2,000円を増額計上いたしました。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の3目償還金に、退職者医療療養給付費交付金返還金として285万4,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第54号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第55号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第55号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書61ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,612万円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料に、1目公共下水道使用料として43万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費の委託料に、公共下水道に変更した水質検査が必要となりましたので、小松ヶ丘汚水処理場水質検査業務43万5,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第55号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第56号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (館 泰之君)

議案第56号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書63ページから64ページとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,613万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,301万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

主な内容は、人件費の精査及び介護給付費負担金等返還金の追加計上によるものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料として11万2,000円を増額計上いたしました。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金として12万4,000円を減額計上、同じく2項基金繰入金、1目介護保険財政調整基金繰入金として2,614万4,000円を事業費との関連において増額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費では、1 目一般管理費に人件費を12万4,000円減額計上いたしました。

5 款地域支援事業費、4 項その他諸費では、1 目その他諸費に、予防給付の審査及び高額介護予防サービスの増加で11万1,000円を追加計上いたしました。

5 ページをお開き願います。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では、2 目償還金に平成29年度に超過交付されている介護給付費負担金等の返還金を2,614万5,000円追加計上いたしました。

以上で議案第56号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

5 番。

5 番（高坂 茂君）

歳入の部分で、繰入金で介護保険の調整基金とありますけれども、この基金というのは現在どれくらいの金額になっているのか。え、聞こえない……。

議 長（円子徳通君）

高坂さん、マイクを向けて……。

5 番（高坂 茂君）

ごめんなさい。

繰入金の介護保険調整基金ですか、この金額というのは結構な金額ですけれども、実際のぐらゐの金額が基金としてあるのかお聞きしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

お答えいたします。

基金の残高ということでございます。29年度の歳入歳出の残高の分を基金に積んで、その基金の合計、今のところありますのが3,862万1,741円という状況になってございまして、今回そのうちから2,614万4,000円を補正いただくものでございます。

5 番（高坂 茂君）

はい、ありがとうございました。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休憩（午前11時01分）

再開（午前11時14分）

議長（円子徳通君）

時間前ですが全員そろっておりますので、これより休憩を閉じて引き続き会議を開きます。

次に、日程第17 議案第57号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第57号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書65ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,152万2,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

主な補正内容は、人件費の精査及び広域連合負担金を増額計上したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料に14万円を増額計上。

4 款繰越金、1 項繰越金に、前年度繰越金として15万6,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費は、人件費を精査したものであります。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金に、県後期高齢者医療広域連合負担金として29万6,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第57号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、

原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第58号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

議案第58号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書67ページをお開きください。

六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ114万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,557万6,000円とするものであります。

歳入歳出の補正の款項の区分と金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをお開きください。

1 款診療収入、1 項診療報酬、1 目診療報酬に101万3,000円を増額計上。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目使用料に13万円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

事項別明細書4ページをお開きください。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費については114万3,000円を増額計上いたしました。

主な内容は、訪問看護業務による時間外手当の増額、システム利用による利用料の増額、レセプト精度調査実施による委託料の増額、医療機器設置に伴う非常用電源増設による工事費の増額であります。

以上で議案第58号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第59号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長 (吉田史明君)

議案第59号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書69ページをお開きください。あわせて、説明補足資料5ページもご参照願います。

本案は、次のとおり財産を取得するものであります。

1、取得する財産、超音波診断装置一式。

2、契約金額、918万円、これは税込みでございます。

3、契約の相手方、住所、青森県十和田市大字三本木字西金崎371番地6、会社名、有限会社サクラメディック、代表者名、代表取締役、加賀広昭であります。

なお、本案件は指名型プロポーザル方式を採用し、3社を指名し、機器に関する技術提案等のプレゼンテーションを実施し、提案内容に対し選定審査委員が評価を行い、選定業者を決定し、見積もり徴収したものであります。

以上で議案第59号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第60号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第60号についてご説明いたします。

議案書71ページをごらんください。

本議案は、工事の請負契約の一部を変更するものであります。

変更内容をご説明申し上げます。

六戸町立大曲小学校（校舎）防音事業増築工事につきまして、東北防衛局より補助金の決定があったため、サッシなどを防音仕様に変更し契約額を変更するものであります。

請負代金の変更前の額は2億6,568万円、変更後は2億7,424万1,160円となり、856万1,160円の増額となります。これは消費税を含むものであります。

なお、変更の概要につきましては補足資料に記載してありますので、あわせてご参照ください。

以上で議案第60号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 工事の請負契約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 同意第3号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長(円子徳通君)

事務局、確認ください。

(「11名です」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第3号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第22 同意第4号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（円子徳通君）

事務局、確認をお願いします。

（「11名全員です」の声あり）

議 長（円子徳通君）

起立全員であります。

お座りください。

よって、同意第4号 六戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

礼。

ありがとうございました。

閉会（午前11時27分）